

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「センター」を「福祉政策課に企業出納員を、センター」に改め、同条第二項の表管理・業務部長の項の前に次のように加える。

福祉政策課 の財務を担当する副課長（以下「副課長」という。）	金銭の収納 口座振替の請求及び通知 預金の組替え 支出負担行為に関する確認	福祉政策課の財務を担当する主幹
-----------------------------------	--	-----------------

第四条第三項中「あるときは、」の下に「福祉政策課及び」を加える。

第十一条第三項中「福祉部」を削り、同条第五項中「企業出納員」の下に「（副課長である企業出納員を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「、第十四号」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 副課長である企業出納員は、第一項第八号、第九号、第十四号及び第十六号の帳簿を備え、整理しなければならない。

第二十二條、第二十三條第二項及び第三項、第三十條第二項及び第三項、第三十三條、第四十一條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第四十九條、第五十八條、第六十二條、第六十四條並びに第六十五條第一項中「管理・業務部長」を「副課長又は管理・業務部長」に改める。

第一百五條第一項、第十六條及び第十七條中「管理・業務部長」を「副課長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。